能勢町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月8日(水)午前10時00分~10時18分
- 2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
- 3. 出席委員 (14人)

農業委員 1番 前田 宗良

2番 大上 弦

3番 福井 明房

4番 辰野 卓爾

5番 原田 富生

6番 龍見 敬明

8番 新谷 広治

9番 東 昇

10番 石塚 成子

12番 福中 繁信

13番 成田 周平

推進委員 7番 乾 義夫

8番 井下 誠

9番 田渕 敏彦

4. 議事日程

議案第39号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可につい

て

議案第40号について 農地法第5条の規定による農地転用の許可につい

7

議案第41号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき 事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 大阪府農業時報に、成田委員に関する記事が掲載されております。 前々から成田委員が行っている有機農業の話は聞いておりますが、 実際に我々が直接聞くことはありませんので、もしよければ、成田 委員にご登壇いただき、お話をしていただいてもいいのではない でしょうか。これについては、事務局との調整等もあるかと思いま すのでよろしくお願いいたします。 それでは、審議に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出 席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例 によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、7番 木田委員、11番 中井委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただく ことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の 署名委員につきましては、10番 石塚委員、13番 成田委員に お願いします。

議長 つづきまして、議案第39号 農地法第3条の規定による所有権 移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第39号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化 推進委員 地区担当に意見を求めます。

番号24、25番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町神山▲▲▲ 田 939 m²

1月27日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町神山▲▲▲ 田 1,063㎡

1月27日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がいないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても今日要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。続きまして番号26について、井下委員よりお願いします。

井下委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町宿野▲▲▲ 田 3,705 m² 1月30日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。

各地区の担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、 他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員なし。

議 長 それではお諮りいたします。議案第39号について申請のとおり 許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第39号について申請のとおり許可す ることといたします。

議長 つづきまして、議案第40号 農地法第5条の規定による農地転 用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第40号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化 推進委員に意見を求めます。番号4について、乾委員よりお願いし ます。

乾委員 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

被設定人 ●● ●●

設定人 ●● ●●

申請地 能勢町山辺 $\triangle \triangle \triangle$ 田 1,062 m 転用目的 露天駐車場

1月27日現地確認を行いました。

申請者は、現在、当該申請地付近から約100m程度の場所でいち ごの観光農園を経営しており、観光農園に付随する駐車場がない ため、当該申請地を借り受け、今回新たに作業員用と来客用合わせ て14台分の駐車場を整備されるものです。現地確認、計画図等で の確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われます。以上の ことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思わ れます。以上ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただい たわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員なし。

議長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第40号について申 請とおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 举手

議 長 全会一致(賛成多数)であるため、「許可やむ得ない」として、大 阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議長 つづきまして、議案第41号 農業経営強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局よ り説明願います。

事務局 議案第41号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 他にご意見ございませんか。

各委員なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第41号 農用地利用 集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手 願います。

各委員 举手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時:3月2日(木)午後1時より

会 場:役場西館3階 会議室

議長
他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。 ありがとうございました。